⑱木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（当該農産物に由来するものに限る。）を電気に変換する設備（⑮から⑰まで及び⑲並びに一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑲建設資材廃棄物を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）		
⑳一般廃棄物発電設備又はバイオマスを電気に変換する設備であって⑮から⑲まで及び一般廃棄物発電設備以外のもの		
㉑旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４８円のもの（注３）		
㉒旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４２円のもの（注３）		
㉓旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が４０円のもの（注３）		
㉔旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３９円のもの（注３）		
㉕旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３４円のもの（注３）		
㉖旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が３２円のもの（注３）		
㉗旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が２４円のもの（注３）		
㉘旧特例太陽光発電設備であって特例太陽光価格が２０円のもの（注３）		
３．１　変動範囲関連総可変費（円）（注４）		
３．２　送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（百万kWh）（注５）		
３．３　燃料費調整単価（送電端）（注６）		
３．４　旧特例太陽光発電設備に係る料金原価織込額（円）（注３）（注７）		
３．５　法の施行の日前に発電を開始した再生可能エネルギー発電設備に係る料金原価織込額（５．４を除く）（注８）		
４．１　前年度に費用負担調整機関から交付を受けた交付金の合計額（円）（注９）		

（注１）前年度の１月から３月まで及び当該年度の４月から１２月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量とする。
（注２）前年度の１月から３月まで及び当該年度の４月から１２月までにおける特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの設備の区分等（表①～㉘）ごとの再生可能エネルギー電気の量とする。なお、同じ再生可能エネルギーの設備の区分等であっても、導入年度により買取価格が分かれている場合、その買取価格毎に表を作成すること。
（注３）「旧特例太陽光発電設備」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５９号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「旧法」という。）附則第６条第２項に規定する特例太陽光発電に係る同条第１項の太陽光発電設備をいう。
（注４）廃止前の一般電気事業託送供給約款料金算定規則(以下「旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則」という。)に規定する変動範囲関連総可変費とする（旧一般電気事業者のみ記載）。
（注５）旧一般電気事業託送供給約款料金算定規則に規定する送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量とする（旧一般電気事業者のみ記載）。
（注６）みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則第四十三条の規定の例により燃料費調整を行った額を基に算出した届出月の直近の月の燃料費調整単価（税込み）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）。
（注７）当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている旧特例太陽光発電設備により発電された電気の調達に要する費用に相当する額（電気価値除き・税抜き）とする。（旧一般電気事業者のみ記載）
（注８）当該小売電気事業者等の料金原価に含まれている再生可能エネルギー電気の調達に要する費用（法の施行の日前に再生可能エネルギー電気の発電を開始した再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第５９号。以下「改正法」という。）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第６条第１項の認定を受けた設備であって、改正法による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第９条第３項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）に相当する額（電気価値除き・税抜き））とする。（旧一般電気事業者のみ記載）
（注９）前年度に当該小売電気事業者等が費用負担調整機関から法第２８条に基づき交付を受けた交付金の合計額とする。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。